

1. 飲用水水質検査・第1コース

全項目検査（51項目）

区分	No.	項目	基準値
健康に関する項目	病原微生物	1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下
		2 大腸菌	検出されないこと
	金属類	3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
		4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
		5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
		6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
		7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
		8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下
	無機物	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
		12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
		13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
	有機物	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
		17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下
		18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
		19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
		20 ベンゼン	0.01mg/L以下
	消毒副生物	21 塩素酸	0.6mg/L以下
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下
		24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
		25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下

	26	臭素酸	0.01mg/L以下	
	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	
	30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	
性状に関する項目	金属類	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L以下
		33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L以下
		34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/L以下
		35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
		36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L以下
		37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L以下
	無機物	38	塩化物イオン	200mg/L以下
		39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下
	一般性状	40	蒸発残留物	500mg/L以下
	有機物	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
		42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
		44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
		45	フェノール類	フェノールの量に換算して、 0.005mg/L以下
	一般性状	46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
47		pH値	5.8以上8.6以下	
48		味	異常でないこと	
49		臭気	異常でないこと	
50		色度	5度以下	
51		濁度	2度以下	

* 安全・安心のためには、全項目検査(51項目)が適当ですが、不適合項目がない場合は、この検査は、2~3年毎に実施することが望ましいです。

* なお、全項目検査(51項目)において、不適合項目がなかった場合でも、毎年省略項目(11項目)、又は省略項目+推奨項目の検査を年1回以上、定期的に行うことが望ましいです。